

株式分割に関する基準日設定公告

平成 29 年 11 月 22 日

株主各位

京都府京都市上京区東桜町 47
株式会社 UNI
代表取締役 白水 重明

当社は平成 29 年 11 月 21 日開催の取締役会において、当社普通株式 1 株を 10,000 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、平成 29 年 12 月 6 日を基準日と定め、同日午後 5 時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式 1 株を 10,000 株とする株式分割により株式の割当を受ける株主と定めましたので公告いたします。

尚、株式の分割の効力を生じる日は平成 29 年 12 月 7 日です。

以上